厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年11月6日

かかりつけ医機能報告制度に係る自治体向け説明会（第８回）

厚生労働省 医政局 地域医療計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

説明会開催の趣旨

令和５年の改正医療法により、令和７年４月より「かかりつけ医機能報告制度」が施行され、本制度の運用に当たっては、医療機関からの報告を受け、地域における協議の場において地域の医療関係者等が協議を行い、在宅医療や時間外診療など、地域で不足する機能について地域の医療機関や市町村等と連携しながら、必要な方策を検討・推進していくこととなります。

協議の場および令和９年１月からのかかりつけ医機能報告の開始に向け、自治体向けの説明会を実施させていただくものです。

（主な説明内容）

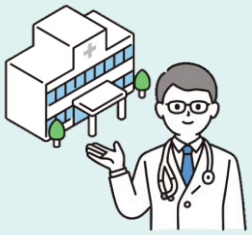
- かかりつけ医機能報告制度の概要
- かかりつけ医機能報告制度報告率
- 令和８年度定期報告に向けたスケジュール等について
- 令和８年度G-MIS機能改修の内容

かかりつけ医機能報告制度の概要

かかりつけ医機能報告の流れ

かかりつけ医機能報告概要

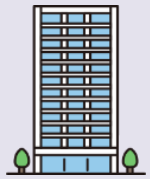
〇慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
〇都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
〇都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告
対象医療機関

① かかりつけ医機能の報告

◆継続的な医療を要する者に対するかかりつけ医機能の有無・内容
（第30条の18の4第1項）
＜報告項目イメージ＞
1：日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
2：1を有する場合、
(1)時間外診療、(2)入退院支援、(3)在宅医療、(4)介護等との連携、(5)その他厚生労働省令で定める機能



都道府県

② 報告の内容
（第30条の18の4第7項）

③ 都道府県の確認

2(1)～(4)等の機能の確保に係る体制を確認(※)。
（第30条の18の4第2項）
・体制に変更があった場合は、再度報告・確認
（第30条の18の4第4項）

④確認結果
（第30条の18の4第3項、第5項）

⑤確認結果の報告

公表





外来医療に関する地域の協議の場

⑥ 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討（第30条の18の5）

具体的方策の例
◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
◆地域の医療機関間の連携の強化　など

※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求め、介護等に関する各種計画の内容を考慮。
※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

⑦協議結果

公表

※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外
医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

報告を求めるかかりつけ医機能の概要

1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告が必要です。なお、医療計画における協議の場での活用の観点から、1号機能の有無に関わらず該当する全ての項目について報告を行っていただくことが望ましいです。

報告項目

１号機能

日常的な診療を総合的
かつ継続的に行う機能

２号機能

(イ) 通常の診療時間外の診療

(ロ) 入退院時の支援

(ハ) 在宅医療の提供

(ニ) 介護サービス等と連携した医療提供

その他
- ・健診
- ・予防接種
- ・地域活動（学校医）
- ・学生・研修医・リカレント教育等の教育活動等

※法令上は4号機能

かかりつけ医機能「有り」となる要件

＜１号機能＞

○ 以下の報告事項のうち、（★）を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが１号機能を有することの要件となります。

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること（★）
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
- 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)（★）

＜２号機能＞

○ 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各２号機能を有することの要件となります。

留意点

- １号機能の報告事項である「院内掲示による公表」について、Ｇ－ＭＩＳで報告を行った上で**遅滞なく**実施する場合には「有り」と報告して差し支えありません。

※ G-MIS

- １号機能を有さない医療機関であっても任意で２号機能の報告を行うことは**可能**です。

かかりつけ医機能報告制度の年間スケジュール

医療機関からの報告期間は１月から３月です。医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に行います。都道府県は医療機関の報告に基づき、かかりつけ医機能に係る体制の有無を確認の上、報告内容とともに公表、協議の場の開催を行います。

年間サイクルのイメージ

11月頃～
医療機関への定期報告依頼

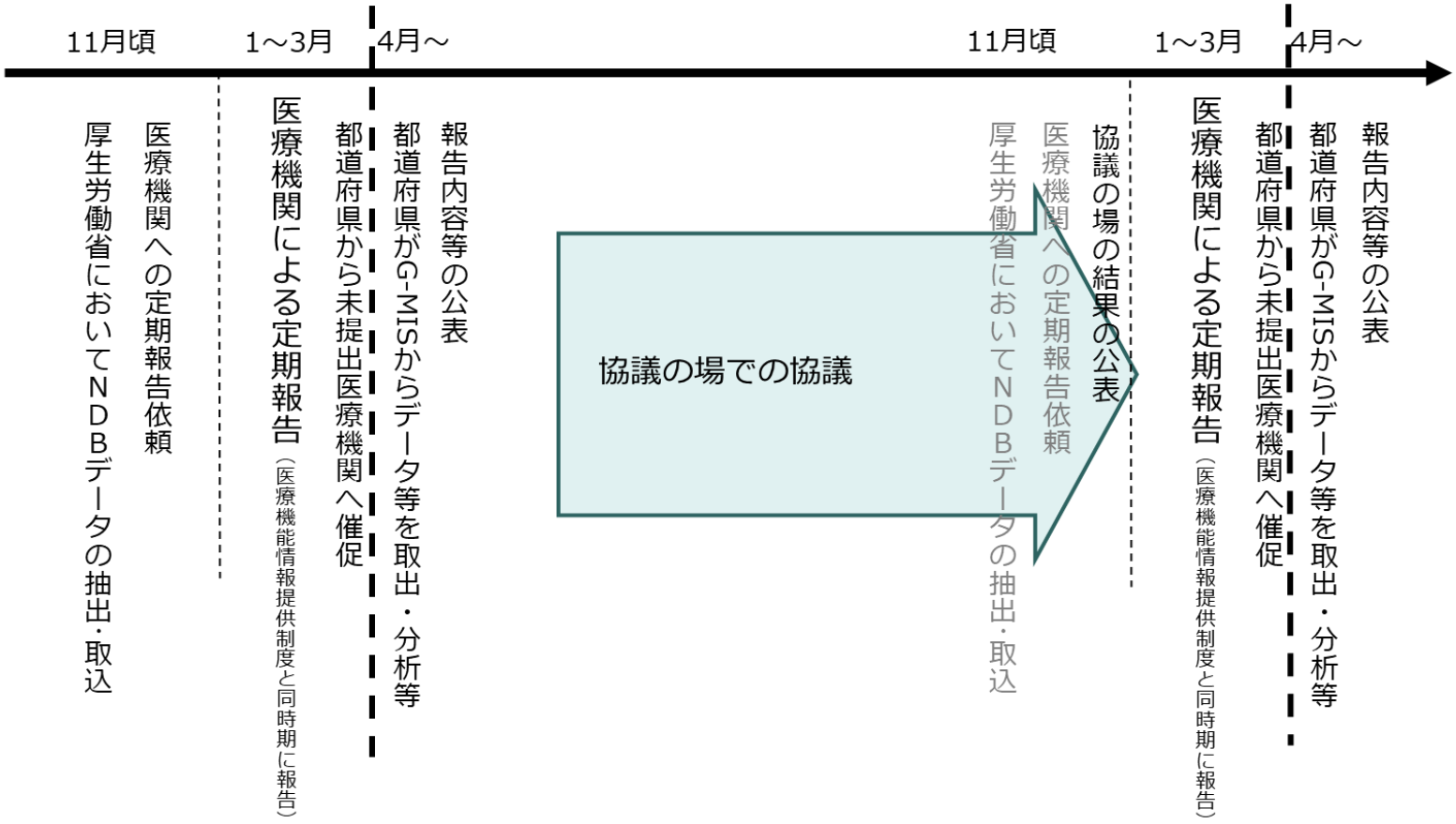
1月～3月
医療機関による報告及び都道府県による体制の有無の確認

4月
報告内容や体制の有無の確認結果の公表

4～6月頃
報告内容の集計・分析等

7月頃～
協議の場の開催

12月頃～
協議の場の結果の公表



出典：令和６年５月24日　第５回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料（一部改）

かかりつけ医機能報告制度各種ドキュメント・マニュアル等について

- かかりつけ医機能報告制度では、制度及びシステム操作に関する各種ドキュメント・マニュアル等を整備しています。必要なドキュメント・マニュアルを確認いただくようお願いいたします。

区分	対象	概要	都道府県への提供方法	リンク
全般	かかりつけ医機能報告制度 厚生労働省公式HP	かかりつけ医機能報告制度の制度概要やかかりつけ医機能の確保に関するガイドライン等の関連資料全般。	厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html
医療機関用	【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル	定期報告に係る報告業務の一連の流れを簡潔に示し、制度的補足説明を加えたマニュアル。	厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html
	【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）	定期報告・変更報告のG-MIS操作手順を詳細に説明し、システムの仕様に関する補足事項を加えたマニュアル。	厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html
	操作手順動画	定期報告において医療機関が実施すべき操作の流れを簡潔に説明した動画。	厚生労働省HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123022_00007.html
都道府県用	【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル	定期報告に係る都道府県業務の一連の流れを簡潔に示したマニュアル。	問合せ管理ツール（Redmine）	https://med-func.cloud.redmine.jp/projects/pub_k/wiki/Manual
	【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）	G-MIS操作手順を詳細に説明し、システムの仕様に関する補足事項を加えたマニュアル。	問合せ管理ツール（Redmine）	https://med-func.cloud.redmine.jp/projects/pub_k/wiki/Manual
	操作手順動画	定期報告において都道府県が実施すべき操作の流れを簡潔に説明した動画。	厚労省Youtube	https://www.youtube.com/watch?v=3yFkp4DGffA

かかりつけ医機能報告制度報告率

かかりつけ医機能報告制度報告率の報告率

●令和７年度かかりつけ医機能報告制度の報告状況（全国）（令和８年８月17日時点）

対象機関数	114,437
報告機関数	92,545
報告率	80.9%

※対象機関数
G-MISアカウント発行済み医療機関のうち、歯科診療所、特定機能病院を除く医療機関の数

※医療機関からの報告を踏まえ、随時医療情報ネット（ナビイ）における掲載内容が更新されます。

かかりつけ医機能に関する情報の医療情報ネット（ナビイ）での提供について｜厚生労働省

報告率向上の必要性

- かかりつけ医機能報告制度の報告率向上は、住民への情報提供の充実とかかりつけ医機能報告に係る協議の場における協議の実効性となることから報告率向上の取組を行うことが重要です

本制度の目的	報告率が低いことによる影響
患者向け情報提供の基盤構築 国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげる。	**患者への情報提供が不十分** 医療機関に関する情報の網羅性等が不足し、国民・患者が適切な医療機関を選択しにくくなる。
各機能を確保するための協議 各医療機関からの報告を受けて、地域で協議を行い、不足する機能を確保する方策を検討・実施していく。	**現状把握の不十分さによる協議の実効性の低下** 各機能の確保状況を正確に把握できず、協議の場での議論が実態と乖離したものとなり、協議内容の実効性が損なわれるおそれがある。

報告率向上に向けた取組例

制度趣旨の周知

都道府県は、医療機関に対し、説明会の開催、文章による周知、ホームページでの広報等多様な手法を用いて制度の目的を説明。
また、関係団体においても同様に多様な手法により医療機関への説明・周知を実施。

報告しやすい環境整備

都道府県が独自に医療機関向けのマニュアルを作成。
また、G-MISを活用した医療機関へのリマインド・督促に加え、多様な手法によりリマインド・督促を複数回実施。

医療機関への制度説明時にご活用いただきたい資料

- 地域の医療機関に対して、かかりつけ医機能報告制度の内容や報告事項、G-MISの操作手順を説明する際に活用いただきたい資料をまとめたものです。マニュアルやリーフレット、動画等を通じて、制度の周知や報告準備の支援にご活用ください。

活用が想定される資料	概要	資料イメージ
医療機関向け 制度周知リーフレット	• 医療機関向けに、かかりつけ医機能報告制度の概要や実施事項を簡潔にまとめたもの • 医療機関の主な実施事項は、①報告、②院内掲示、③患者説明である旨記載 • 地域の医療機関等への制度周知に活用を想定	
【医療機関用】 かかりつけ医機能報告 マニュアル	• 定期報告に係る報告業務の一連の流れを簡潔に示し、制度的補足説明を加えたマニュアル	
【医療機関用】 かかりつけ医機能報告 マニュアル （G-MIS操作編）	• 定期報告・変更報告のG-MIS操作手順を詳細に説明し、システムの仕様に関する補足事項を加えたマニュアル	
操作手順動画	• 定期報告において医療機関が実施すべき操作の流れを簡潔に説明した動画	

１号機能

報告を求めるかかりつけ医機能の概要

1号機能を有する医療機関においては、2号機能に係る報告事項についての報告が必要です。なお、医療計画における協議の場での活用の観点から、1号機能の有無に関わらず該当する全ての項目について報告を行っていただくことが望ましいです。

報告項目

１号機能

日常的な診療を総合的
かつ継続的に行う機能

２号機能

(イ) 通常の診療時間外の診療

(ロ) 入退院時の支援

(ハ) 在宅医療の提供

(ニ) 介護サービス等と連携した医療提供

その他
- ・健診
- ・予防接種
- ・地域活動（学校医）
- ・学生・研修医・リカレント教育等の教育活動等

※法令上は4号機能

かかりつけ医機能「有り」となる要件

＜１号機能＞

○ 以下の報告事項のうち、（★）を付記している報告事項について、「実施している」あるいは「実施できる」ことが１号機能を有することの要件となります。

- ➢ 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示による公表をしていること（★）
- ➢ かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無
- ➢ 17の診療領域ごとの一次診療の対応可否の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★）
- ➢ 一次診療を行うことができる疾患
- ➢ 医療に関する患者からの相談に応じることができること(継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む)（★）

＜２号機能＞

○ 各報告事項のうち、いずれかについて「実施している」あるいは「実績がある」ことが、各２号機能を有することの要件となります。

留意点

- １号機能の報告事項である「院内掲示による公表」について、Ｇ－ＭＩＳで報告を行った上で**遅滞なく**実施する場合には「有り」と報告して差し支えありません。

※ G-MIS

- １号機能を有さない医療機関であっても任意で２号機能の報告を行うことは**可能**です。

1号機能に関するFAQ

Q．１号機能「院内掲示による公表」について、Ｇ－ＭＩＳで報告を行った上で、遅滞なく実施する場合には「有り」と報告できますか。

G-MISによる報告を行った上で当該報告内容が記載された帳票を遅滞なく院内掲示する場合には、「院内掲示による公表」について「有り」と報告して差し支えございません。

ただし、院内掲示を実施しているものとして報告を行ったにもかかわらず、遅滞なく院内掲示が行われない場合には、虚偽報告として都道府県の指導監督や罰則の対象となることに留意ください。

Q．１号機能を有する医療機関として報告するためには、幅広い診療領域・疾患に対応できることが必須ですか。

各医療機関において全ての診療領域・疾患への対応が必須というものではありません。17の診療領域のうちいずれかの診療領域について一次診療を行うことができ、医療に関する患者からの相談に応じることができる場合は1号機能を有する医療機関としてご報告いただくことが可能です。

※都道府県から多く寄せられた質問のうち、代表的なものを抽出して掲載しております。

1号機能に関するFAQ

Q.１号機能の報告事項のうち「17の診療領域ごとの一次診療の対応可否」や「一次診療を行うことができる疾患」があるが、対応可能な日時等が限定的であっても、「対応できる」として報告することは可能なのか。（例：毎月第２水曜の午前のみ、対応可能な医師がいるなど）

▶ 可能です。なお、報告内容に補足が必要な場合は「特記事項」欄に記載することで、医療情報ネット（ナビイ）で公表することが可能です。適宜、ご活用ください。

Q．１号機能の報告事項である医療に関する患者からの相談対応について、どのような対応が求められるか。

▶ 専門領域にかかわらず、患者さんからの相談に幅広く対応していたり、院内で多職種が連携して同様の対応をしていたりする場合は1号機能を有する医療機関としてご報告いただくことが可能です。また、自院で対応しきれない場合は、他院に紹介する等の対応を行っている場合にも、 当該項目について「可能」としてご報告ください。

※都道府県から多く寄せられた質問のうち、代表的なものを抽出して掲載しております。

都道府県からのよくある質問

都道府県からのよくある質問について

Q. 地域医療支援病院、紹介受診重点医療機関等のように一次診療を主としない医療機関において、かかりつけ医機能報告が必要なのか。

地域の医療体制や実情は様々であり、ご指摘のような医療機関であっても、地域によってはかかりつけ医機能を担う場合があり得るため報告対象とされています。国として一律の報告基準は設けておらず、各医療機関の地域での役割や実態を踏まえてご報告ください。なお、報告内容に補足が必要な場合は「特記事項」欄に記載することで、医療情報ネット（ナビイ）で公表することが可能です。適宜、ご活用ください。

Q. １号機能を有さない医療機関であっても２号機能の報告を行うことは可能か。

1号機能を有さない医療機関であっても２号機能の報告を行うことは差し支えありません。なお、当該報告内容については、都道府県で確認する必要があります。

都道府県からのよくある質問について

Q. かかりつけ医機能報告では、他の医療機関と連携して機能を確保する場合には、連携先医療機関の名称を報告することとされている。当該連携について、どのような条件を満たす必要があるのか。

連携に係る具体的な条件等を定めているものではございませんので、地域の医療機関間の連携に係る実情等も踏まえてご報告ください。

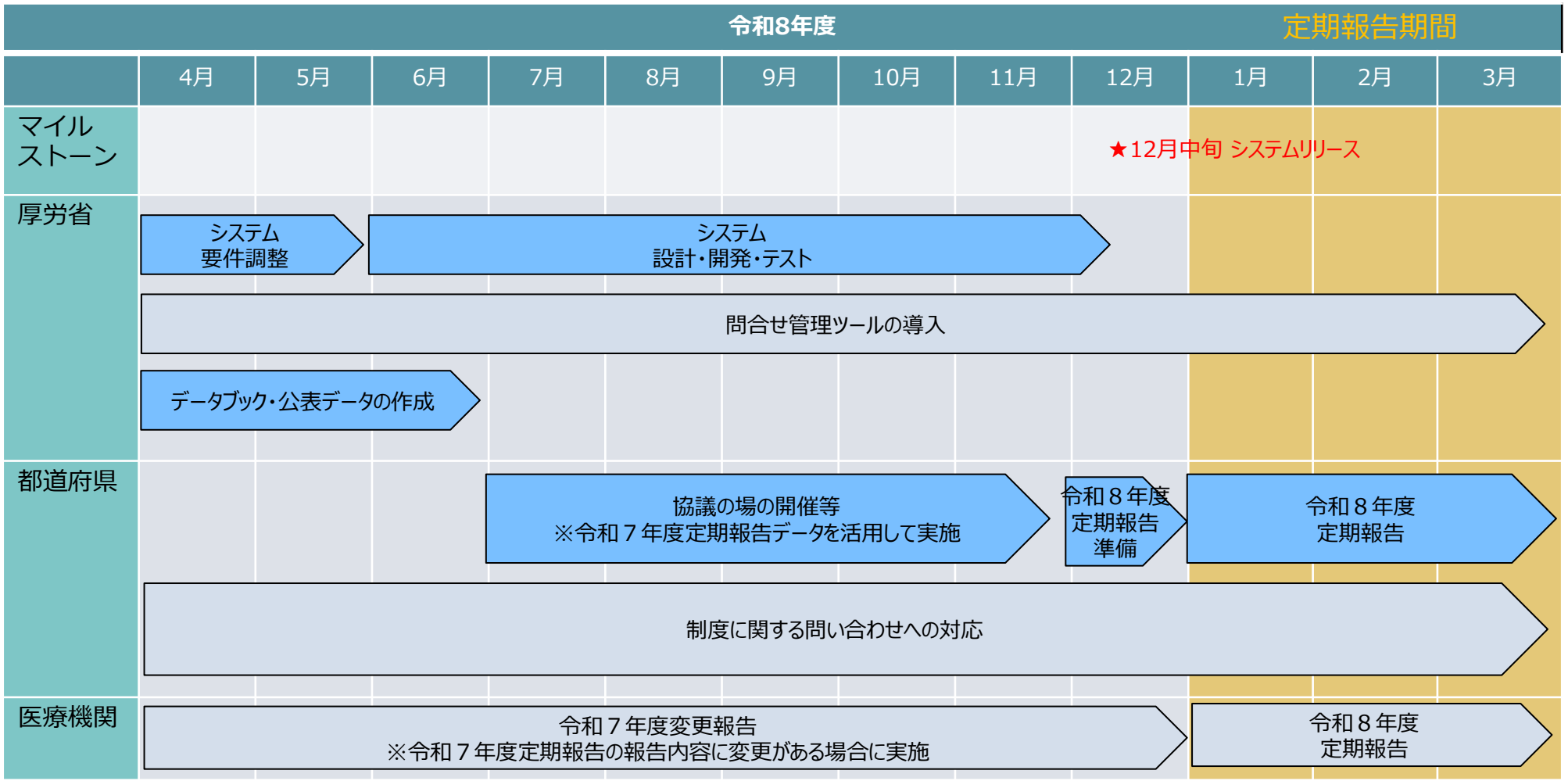
※都道府県から多く寄せられた質問のうち、代表的なものを抽出して掲載しております。

令和８年度定期報告に向けた作業スケジュール

令和８年度における都道府県における報告関係スケジュールについて

- 令和８年度のＧ－MISの定期報告機能は、12月中旬にリリース予定です。医療機関の報告状況に応じて督促等を適宜実施いただくようお願いいたします。

かかりつけ医機能報告制度に係る
第７回自治体向け説明会資料再掲



都道府県における報告関係業務一覧

- **<u>かかりつけ医機能報告制度の報告関係業務について都道府県における実施事項は以下のとおりです。</u>**令和７年度定期報告から大きな変更はありません。
- 令和８年度のかかりつけ医機能報告の円滑な実施に向けてご対応をお願いします。

	No	都道府県の業務	概要
報告関係業務	①	医療機関アカウント申請	G-MISアカウントを有さない医療機関に対し、新規ユーザ登録申請機能を用いてアカウントの発行を行うようご案内ください。 なお、G-MISのアカウントについては、医療機能情報提供制度で利用しているアカウントと同一のものを使用しており、既に医療機能情報提供制度にてアカウントを発行済の病院（特定機能病院を除く）・診療所に対しては自動的にかかりつけ医機能報告の権限が付与されるため、手続は不要です。 新規ユーザ登録申請ページ：<u>https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form</u>
	②	関係機関アカウント申請	かかりつけ医機能報告制度の都道府県担当者及び都道府県の業務委託先機関（保健所、委託事業者、医師会等）について、G-MISのアカウント申請を実施ください。
	③	問合せ管理ツールのユーザ登録	都道府県担当者と厚生労働省間で問合せ対応及び資料授受を実施するための問合せ管理ツールについて、ユーザ登録をお願いします。
	④	制度に関する問合せ対応	制度に関する問合せ（各報告項目の疑義等）について、問合せ先を確認いただき、医療機関等からの問合せにご対応ください。 なお、かかりつけ医機能報告のシステムに関する問合せ（ログイン方法やシステムの操作方法等）については、G-MISが設けるコールセンターにて、医療機関からの問合せに対応する体制を構築しています。また、制度に関する問合せについては、医療機能情報提供制度と同様に、都道府県にて回答できない問合せについては、問合せ管理ツールにより厚生労働省へのエスカレーションを行うことが可能です。
	⑤	定期報告案内の送付	定期報告の開始に先立ち、医療機関に必要な案内をお願いします。例えば、以下が想定されます。 ・医療機関へ定期報告を開始する旨を通知。 ・かかりつけ医機能報告制度に係る医療機関への案内資料の配布。なお、報告対象医療機関に対して、G-MISの操作方法や報告の手引き等を整理した報告マニュアルを厚生労働省にて令和８年度版として更新予定のため、必要に応じて活用ください。
	⑥	紙調査票の印刷・郵送	紙報告の運用を行う都道府県においては、紙報告の医療機関に対し、調査票の印刷・郵送を実施してください。なお、かかりつけ医機能報告制度ではG-MISの印刷機能により調査票を出力する機能を実装しています。※印刷は各都道府県にて実施いただくようお願いいたします。
	⑦	紙調査票の代理入力	⑥で郵送した紙調査票を医療機関より回収し、G-MISへの代理入力を実施してください。
	⑧	報告内容・体制の確認	医療機関からの報告内容により、かかりつけ医機能の体制を有することをご確認ください。 必要な場合には、疑義照会メモやメール、電話で体制を確認ください。
	⑨	督促	未報告の医療機関に対し、定期報告を実施するよう督促をお願いいたします。 G-MISから督促メールを送付できる機能を実装しています。
	⑩	報告内容の公表	都道府県による報告内容の公表に向けて、報告データの内容等をご確認ください。※なおデータの加工支援として、厚生労働省よりNDBデータの秘匿加工処理を実施したデータを都道府県に提供する予定です。

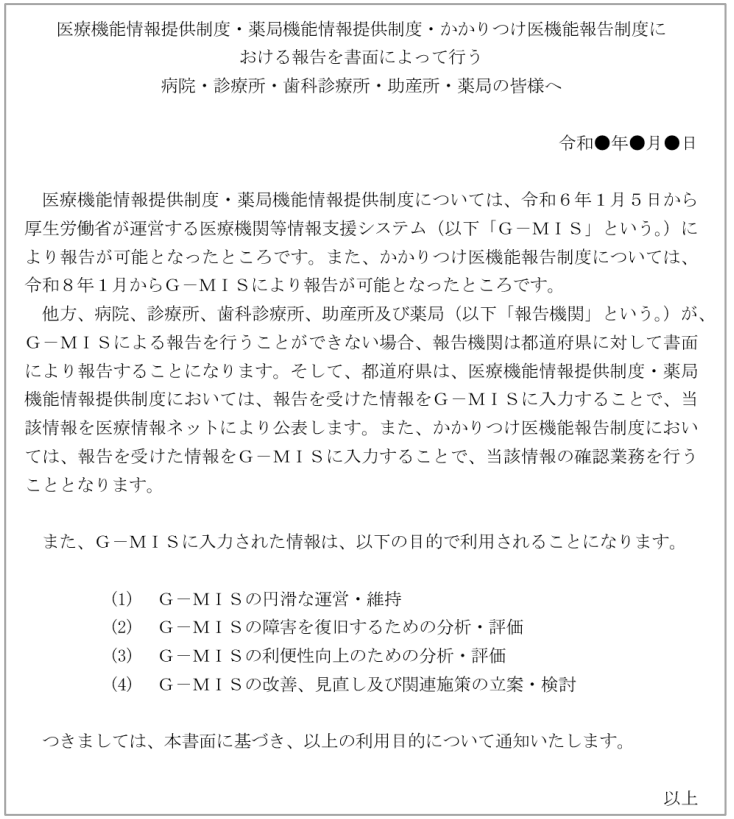
紙報告の報告機関への通知について

○ かかりつけ医機能報告制度については、令和８年１月１日からG-MISによる報告（以下「電子報告」という。）が可能であり、G-MISにより報告を行うことが出来ない場合、書面により報告（以下「紙報告」という。）することになります。

○ 電子報告は、利用規約およびプライバシーポリシーに同意してからG-MISを利用することになります。一方、**紙報告の場合も、医療法で定められた報告事項以外の情報を制度運用上入力することから、医療機関に対して情報取得の目的等を通知する必要があります。**なお、紙報告の場合、医療機関が自らG-MISを利用するものではないため、G-MISの利用規約について通知する必要はありません。

○ **紙報告を実施する医療機関に対しては、**紙報告向けに作成した**別添「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度における報告を書面によって行う皆様へ」を引き続き通知するようにお願いいたします。**

報告方法	利用規約・プライバシーポリシーの同意方法
G-MISによる電子報告	➢ 電子報告を行う医療機関は、G-MISアカウント発行申請時に利用規約・プライバシーポリシーに同意する。 ※都道府県担当者様による医療機関への通知作業は不要
書面による紙報告	➢ 書面による紙報告を行う医療機関は、都道府県より別添「医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度における報告を書面によって行う皆様へ」の書面により通知する。 ※都道府県担当者様による医療機関への通知が1度必要。過年度実施済みの医療機関に対しては通知不要。 書類の入手先： https://med-func.cloud.redmine.jp/news/6570



医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度における報告を書面によって行う
病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

令和●年●月●日

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度については、令和６年１月５日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「Ｇ－ＭＩＳ」という。）により報告が可能となったところです。また、かかりつけ医機能報告制度については、令和８年１月からＧ－ＭＩＳにより報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、Ｇ－ＭＩＳによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度においては、報告を受けた情報をＧ－ＭＩＳに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。また、かかりつけ医機能報告制度においては、報告を受けた情報をＧ－ＭＩＳに入力することで、当該情報の確認業務を行うこととなります。

また、Ｇ－ＭＩＳに入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

(1) Ｇ－ＭＩＳの円滑な運営・維持
(2) Ｇ－ＭＩＳの障害を復旧するための分析・評価
(3) Ｇ－ＭＩＳの利便性向上のための分析・評価
(4) Ｇ－ＭＩＳの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上

紙報告の報告機関への通知について（G-MISに登録されているメールアドレスを他業務で使用することについて）

○ G-MIS及びかかりつけ医機能報告制度により取得したメールアドレスを同制度の運用以外で利用する場合は、別途使用許諾を得てから利用するようにお願いします。

① **G-MISアカウントのメールアドレスおよびかかりつけ医機能報告制度の連絡担当者メールアドレス**
G-MISのプライバシーポリシーにより、利用目的を提示した上で取得した情報になります。このため、メールアドレスを他業務で利用する場合は、事前に医療機関から同意いただくようお願いします。

② 医療**機関のメールアドレス**
本制度に基づく報告項目となっており、医療機関としては、都道府県が他業務で使用されることを想定していません。このため、メールアドレスを他業務で利用する場合は、事前に同意を得ていただくようお願いします。

＜紙報告の場合の連絡文書＞

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度における報告を書面によって行う
病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

令和●年●月●日

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度については、令和６年１月５日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「Ｇ－ＭＩＳ」という。）により報告が可能となったところです。また、かかりつけ医機能報告制度については、令和８年１月からＧ－ＭＩＳにより報告が可能となったところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、Ｇ－ＭＩＳによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度においては、報告を受けた情報をＧ－ＭＩＳに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。また、かかりつけ医機能報告制度においては、報告を受けた情報をＧ－ＭＩＳに入力することで、当該情報の確認業務を行うこととなります。

また、Ｇ－ＭＩＳに入力された情報は、以下の目的で利用されることになります。

(1) Ｇ－ＭＩＳの円滑な運営・維持
(2) Ｇ－ＭＩＳの障害を復旧するための分析・評価
(3) Ｇ－ＭＩＳの利便性向上のための分析・評価
(4) Ｇ－ＭＩＳの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上

紙面発送対象の最新化について（紙調査票を利用する都道府県のみ）

○ かかりつけ医機能報告制度ではG-MISより紙調査票を出力する機能を実装しています。医療機能情報提供制度で設定いただいている「紙面発送対象」を用い、紙面発送対象が「１：紙面で発送」と設定されている医療機関を絞込み、G-MISより一括で紙調査票ファイルを出力することが可能となります。

○ 令和８年度は、都道府県の業務支援の観点から、紙面発送対象が「１：紙面で発送」と設定されている医療機関を対象に、厚生労働省（G-MIS事務局）にて紙調査票の出力を行い、都道府県に出力した当該紙調査票ファイルを提供する予定です。※印刷については都道府県にて実施いただきますようお願いいたします。

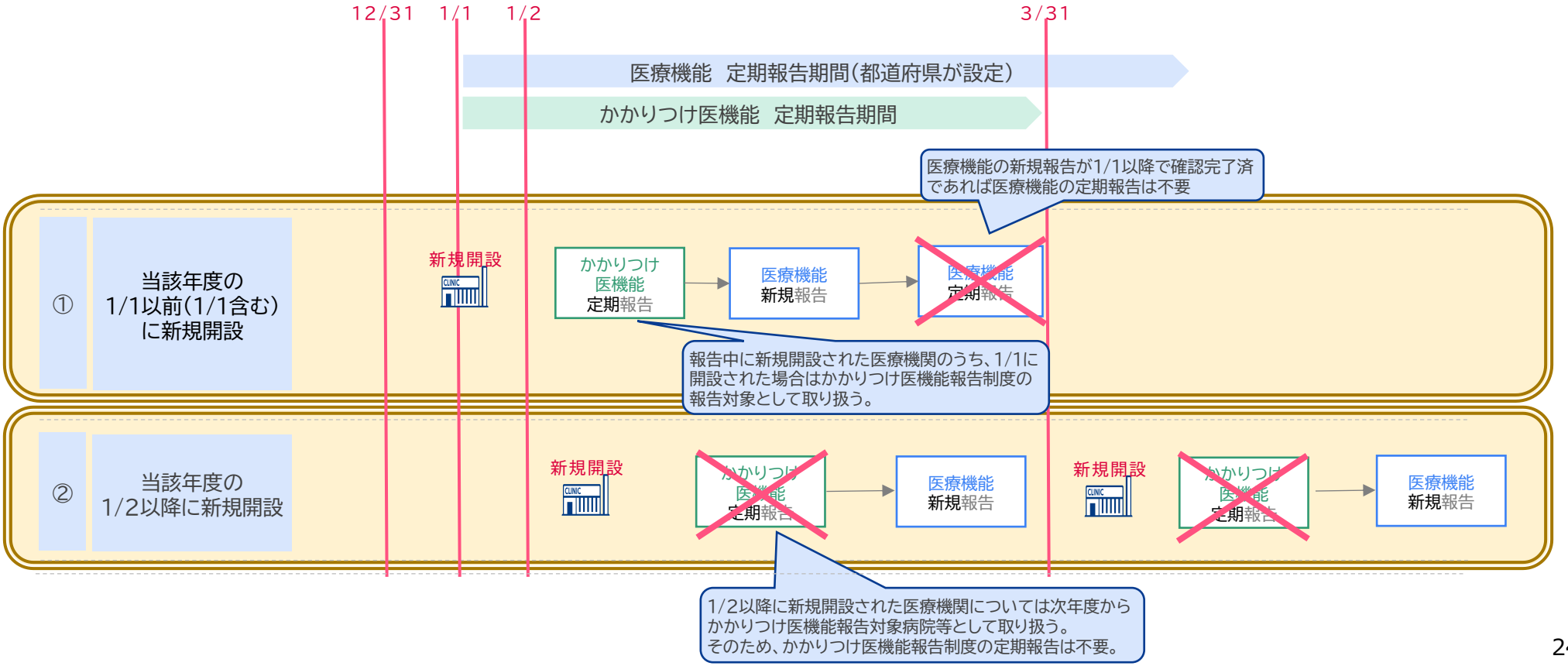
○ 上記の厚生労働省（G-MIS事務局）が提供する紙調査票ファイルを用いて紙送付を行う都道府県においては、11月30日（月）までに医療機能情報提供制度の「紙面発送対象」を最新化いただくようお願いいたします。最新化の手順は問合せ管理ツール（Redmine）に掲載している【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル「9-1.報告機関情報の項目を編集する」をご参照ください。

○ 上述の通り、出力する紙調査票ファイルの対象は紙面発送対象が「１：紙面で発送」の医療機関のみですのでご注意ください。
※12月中旬のG-MISシステムリリース以降、都道府県においてG-MISより紙調査票ファイルを出力することも可能です。

○ 紙調査票ファイルは12月中旬を目途に厚生労働省（G-MIS事務局）から都道府県へ提供予定です。※授受の方法や送付日付は別途ご案内いたします。

新規開設医療機関の医療機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度の報告順序について

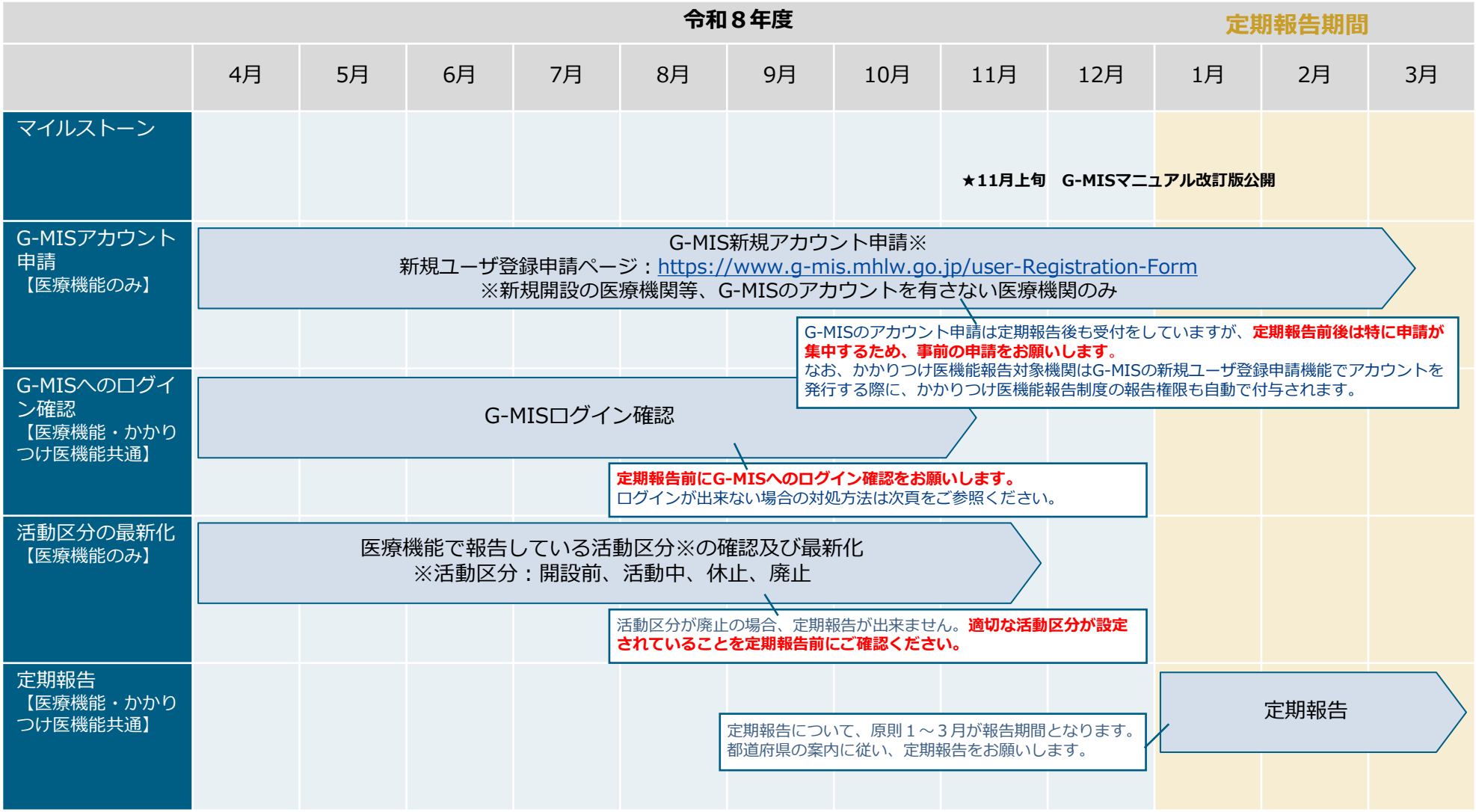
- かかりつけ医機能報告制度においては、報告基準日である１月１日時点に開設済みであることが、報告対象病院等とされる基準となっています。１月１日に新規開設された医療機関は、かかりつけ医機能報告制度の定期報告を行い、その後医療機能情報提供制度の新規報告を実施ください。
- 一方、１月２日以降に新規開設された医療機関は、かかりつけ医機能報告制度の報告対象とはなりませんので、来年度のかかりつけ医機能報告において定期報告の実施をお願いいたします。
- G-MIS上は１月２日以降に開設し、アカウント登録された医療機関も報告対象としてカウントされていますが、かかりつけ医機能報告制度の定期報告対象ではありません。



令和８年度定期報告　医療機関に実施いただきたいこと

- 令和８年度定期報告に向けた医療機関の実施事項は以下の通りです。
- 定期報告が円滑に実施できるよう以下ご対応をよろしくお願いいたします。なお、令和８年度定期報告の準備のため、12月上旬以降に一定期間G-MISが利用できなくなりますのでご留意ください。停止期間の詳細は別途お知らせ予定です。

令和８年度定期報告スケジュール



１．医療機関のアカウントの確認について

○ 令和8年度定期報告をG-MIS上で実施いただくためには、G-MISアカウントが必要となります。事前にG-MISにログインが可能か確認いただくよう、医療機関へ周知をお願いいたします。なお、G-MISのユーザ名が不明な場合はG-MIS事務局へお問い合わせいただき、ユーザ名は判明しているがログインできない場合は、『G-MIS_操作マニュアル_ログイン』_「2-4．パスワードの再設定」をご案内いただくようお願いいたします。また、G-MISアカウントをお持ちでない医療機関につきましては、次頁をご参照の上、発行申請をお願いいたします。

○ 定期報告期間中は発行申請が集中し、アカウント発行までにお時間をいただく可能性がございます。申請時期や内容によっては、定期報告期間中の発行が間に合わない場合もございますので、早めの申請をお願いいたします。

【関連マニュアル】
・『G-MIS_操作マニュアル_報告機関用_新規ユーザ登録申請』_「2．新規ユーザ登録申請」
・『G-MIS_操作マニュアル_ログイン』_「2-2．ログイン」
・『G-MIS_操作マニュアル_ログイン』_「2-4．パスワードの再設定」

2．医療機関のアカウントの管理方法について（新規取得①）

○ 医療機関のアカウントの管理方法についてご案内いたします（前年度より変更はございません）。

○ 医療機関のアカウント申請方法は、G-MISの「新規ユーザ登録申請画面」を使って申請する方法となります。
都道府県の運用に合わせ、以下のパターンより適切な方法を選択し、新規開設機関への案内をお願いいたします。

新規ユーザ登録申請に伴うアカウント発行のパターン

#	申請内容	関連リンク（申請様式・申請の説明ページ等）
1	医療機関が自ら申請を実施し、都道府県が承認を行う	新規開設機関に対して、下記のURLより新規ユーザ登録申請を実施いただくようご案内ください。 https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form 申請された情報は、G-MISの都道府県アカウントより確認が可能です。申請内容に誤りが無いようであれば、承認処理をお願いいたします。 なお、新規ユーザ登録申請時に入力が必要な「機関コード（※）」については、都道府県による申請内容確認時に代理で入力することが可能です。 ※機関コードとは 機関コードは医療機関を管理するために必要な、都道府県で採番および管理いただく番号です。システムの設計上、機関コードは都道府県内の医療機関を一意に識別可能となる番号である必要があり、医療機関の区分（病院・診療所）内での重複は認められません。重複がある場合、医療情報ネットでの公表が正しく行えないことがございます。この機関コードは、G-MISマスタ上で新規医療機関の機関データを作成する際、又は既存の報告データと紐付けをする際に必要な管理コードとなっております。
2	都道府県が代理で申請を行う	G-MISメニュー画面から「ユーザ登録申請管理」を選択し、必要な情報の入力を行ってください。 都道府県等で代理申請する場合には、自動的に承認されますので、「承認」の操作は不要です。

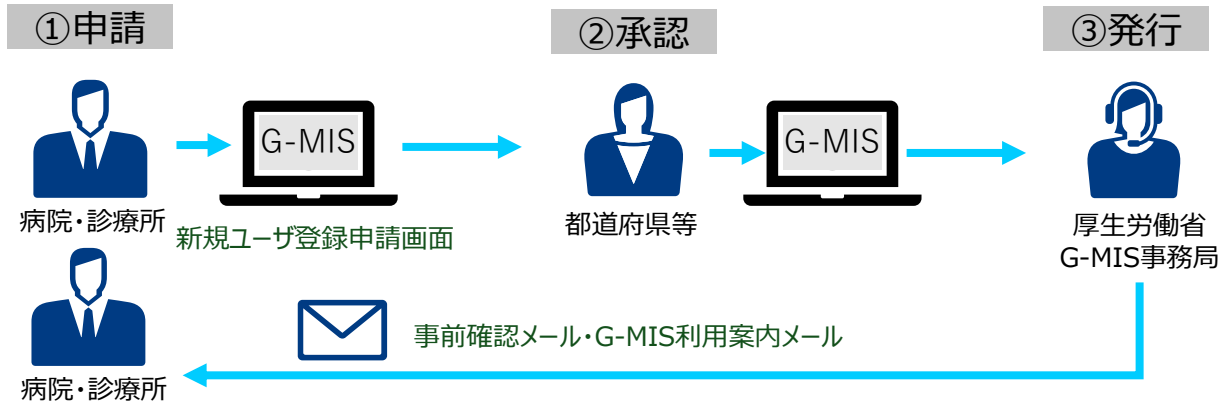
【関連マニュアル】
・『G-MIS_操作マニュアル_報告機関用_新規ユーザ登録申請』_「2-2. 報告機関情報の登録申請」

2．医療機関のアカウントの管理方法について（新規取得②）

○ G-MISアカウント発行申請方法は、以下の通りとなります。

○ 申請方法には、「医療機関が申請」する場合と「都道府県が代理で申請」する場合がございます。

○ どちらの方法により対応するかは、都道府県により選択していただきます。

	アカウント発行の流れ	注意事項
医療機関が申請		● ①の操作では、申請が完了した旨のメールが医療機関（病院・診療所）に自動送付されますが、アカウント発行が完了したメールではないのでご注意願います。 ● ②承認（都道府県等）から③発行までには通常１～３週間かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が延びる可能性があります。医療機関（病院・診療所）へは事前に周知いただくようお願いいたします。 ● 申請数が少ない場合でもご希望の発行時期にアカウント発行ができない可能性がありますのでご了承ください。
都道府県が代理で申請		● 医療機関（病院・診療所）へは都道府県等により代理申請を行っていることを事前に周知するようお願いいたします。 ● ①申請（代理）から②発行までには通常１～３週間かかりますが、申請が集中した場合、発行までの期間が延びる可能性があります。医療機関（病院・診療所）へは事前に周知いただくようお願いいたします。 ● 申請数が少ない場合でもご希望の発行時期にアカウント発行ができない可能性がありますのでご了承ください。

３．関係機関のアカウントの管理方法について

○ 関係機関（都道府県、保健所等）アカウント発行の際は、運用窓口へ申請をお願いいたします。
都道府県から申請データを受領後、随時アカウントが発行されます。

○ 申請の際は、所定の様式に記載の上、下記のメールアドレスまでご提出ください。
・メールアドレス：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp（※1）

（※1）問合せ管理ツール（Redmine）では個人情報を取り扱わない運用としておりますため、
ご提出はメールにてお願いいたします。Redmineへのご提出はお控えください。

○ 申請様式（※2）は以下に格納しておりますのでご確認ください。

＞医療機能・薬局機能：
【G-MIS_医薬】G-MIS利用者（関係機関）の運用窓口への申請様式（アカウント追加）

＞かかりつけ医機能：
【G-MIS_かかりつけ医機能】_G-MIS利用者（関係機関）の運用窓口への申請様式（アカウント追加）

（※2）申請様式は更新される場合がございます。最新の申請様式はRedmineニュースをご確認ください。

G-MISからのご連絡

１．令和７年度の定期報告終了日について

○ 令和７年度定期報告のG-MIS上での入力期限は、12月上旬とします。これ以降は令和７年度定期報告の入力や確認作業は不可となります。
○ 上記期限までに、都道府県による確認作業を完了いただく必要がございます。医療機関へ定期報告に関するご案内を実施していただく場合には、都道府県での確認作業期間をご留意の上、お願いいたします。
○ なお、上記期限以降はシステム停止期間となりますため、必ず期日までのご対応をお願いいたします。
○ システム停止に係る詳細につきましては、P38をご参照ください。

2．令和８年度定期報告実施時の留意事項①

○ 都道府県の確認完了までの期間が定期報告期間となるため、令和９年３月31日までに定期報告情報を確認完了（報告状況：「確認完了済」）いただく必要がございます。

【定期報告情報の確認】

報告確認画面



報告状況が「確認完了済」となっていることをご確認ください。

【関連マニュアル】

・『【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル』_「6.報告内容確認」

2．令和８年度定期報告実施時の留意事項②

○ 令和７年度においても問合せ管理ツールにて周知したとおり（【周知】医療機関活動区分最新化のお願いhttps://med-func.cloud.redmine.jp/news/6403）、かかりつけ医機能報告制度に係るG-MISの機能は、医療機能情報提供制度に係るG-MISの機能と同様、「活動区分」の登録状況によりG-MIS上利用できる機能が異なります。

○ 「活動区分」は、医療機能情報提供制度における入力項目である「開設日」「休止日」「再開日」「廃止日」の登録情報に紐付いており、更新したい場合は、G-MISの医療機能情報提供制度の定期報告・随時報告（またはその代理報告）から更新可能ですので、かかりつけ医機能報告の定期報告の開始に向けて、適宜更新をお願いいたします。なお、活動区分の更新方法に係る詳細につきましては次頁をご参照ください。

活動区分	G-MIS上の登録状況	報告	定期報告案内メール・督促メールの送付	補足事項
開設前	「開設日」が未設定、または、後日となっている状態	可能	**不可**	「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」で定めるとおり報告対象からは除外されるため、定期報告案内・督促メールは送付されないが、自主的な報告自体は妨げないため、G-MIS上は定期報告が可能な状態。
活動中	開設前、休止、廃止のいずれの場合でもない状態	可能	可能	
休止	「休止日」が後日であり、かつ、「再開日」が未設定、または、後日となっている状態	可能	可能	「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」で定めるとおり、報告基準日である１月１日時点において休院している医療機関は報告対象から除外されるが、再開した時点から報告対象となる。そのため、G-MIS上は定期報告を行うことや定期報告案内・督促メールを送付することが可能な状態。
廃止	「廃止日」が過去日となっている状態	**不可**	**不可**	「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」で定めるとおり報告対象からは除外されるため、G-MIS上は定期報告や定期報告案内・督促メールを送付することはできない状態。

【関連マニュアル】
・『【都道府県用】かかりつけ医機能報告マニュアル』_「4.定期報告案内メール配信」
【関連FAQ】※G-MIS FAQページに掲載
・「開設前」の報告機関へ定期報告案内メールを一斉送信したい。

2．令和８年度定期報告実施時の留意事項③

○「開設日」が入力されていない医療機関へ定期報告案内メールを一括配信するためには、都道府県にて代理で医療機能情報提供制度の随時報告を実施いただき、開設日を入力いただく必要がございます。
※開設日の入力は、都道府県による代理入力のほか、医療機関にて随時報告を実施し入力することも可能です。

【開設日の登録方法】

報告種別選択画面



報告種別選択画面から「随時報告」を選択します。

調査票入力画面（一覧画面）



「1.（1）基本情報」の「入力」ボタンをクリックします。
「入力」ボタンをクリックすると入力画面が表示されます。

２．令和８年度定期報告実施時の留意事項④

○ 基本情報入力画面より開設日を入力してご設定をお願いします。

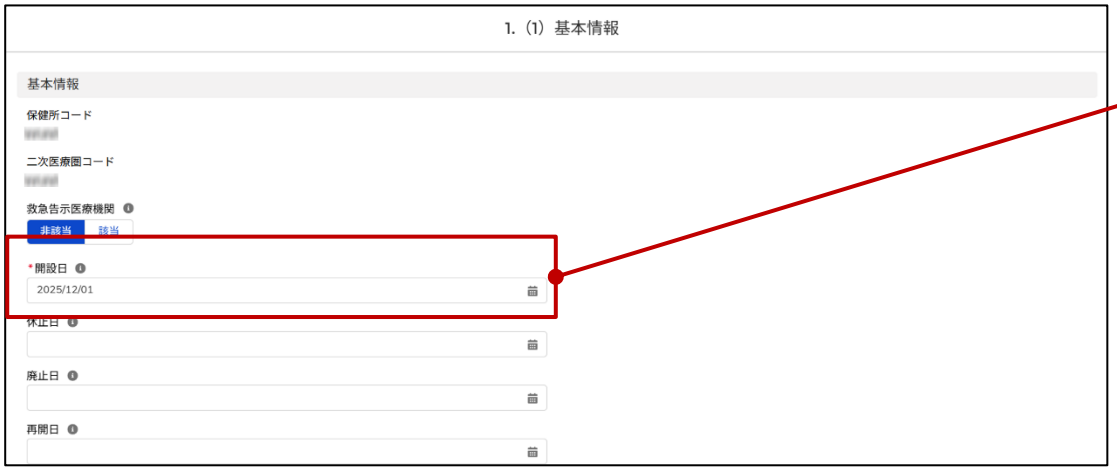
○ 開設日のご設定後は報告ボタンをクリックし、報告状況が「報告済」となることをご確認ください。

○ 「入力内容確認」ボタンをクリックし報告確認画面を表示後、「確認完了」ボタンをクリックいただくと報告状況が「確認完了済」となります。

○ 以上の操作を実施いただくと、定期報告メールの対象となります。

【開設日の登録方法】

調査票入力画面（一覧画面）



開設日をカレンダーから選択し、入力します。

【関連マニュアル】

・『G-MIS_操作マニュアル_関係機関用_随時報告』_「2-2.報告情報の代理入力」

・『G-MIS_操作マニュアル_関係機関用_随時報告』_「2-3.報告情報の確認」

2．令和８年度定期報告実施時の留意事項⑤

○ 各種報告の際に「報告」ボタンを押し忘れるケースが多発しております。

○ 定期報告の入力後は、画面上部の「報告」ボタンをクリックしないと「報告済」となりませんので、必ず下記手順をご確認の上、報告を完了いただきますようお願いいたします。

○ 令和８年度の機能改修にて報告を促す機能を追加いたしました。詳細はP50,51をご確認ください。

【定期報告の完了方法】



①入力状況が全て「入力完了」となっていることを確認します。
「未入力」または「一時保存」が残っている場合は、入力をお願いいたします。

②必ず画面上部の**「報告」ボタン**をクリックします。



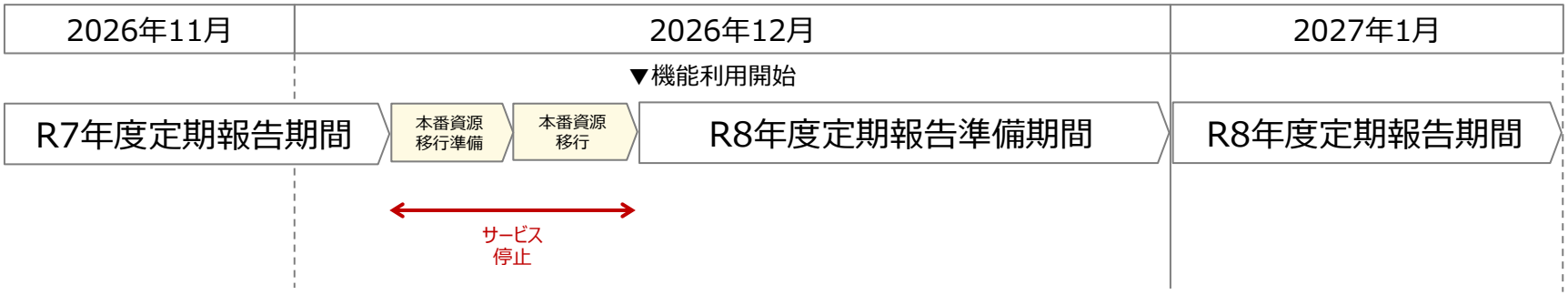
③「本報告を実施後、医療機能情報提供制度上で「かかりつけ医機能報告取込」の実施をお願いいたします。」というメッセージが表示されるため、**「OK」ボタン**をクリックします。
かかりつけ医機能報告後、医療機能情報提供制度の報告を行ってください。
※医療機能情報提供制度で報告した内容が医療情報ネット（ナビイ）で公開されます。
かかりつけ医機能報告のみでは医療情報ネット（ナビイ）に公開されませんのでご注意ください。

【関連マニュアル】
・『【医療機関用】かかりつけ医機能報告マニュアル（G-MIS操作編）』_「2-3.定期報告・変更報告の登録」

3．機能改修に伴う機能停止、および報告機能利用可能日について①

○ 令和８年度の機能改修スケジュールは以下の通りです。12月上旬以降にシステムを停止し、12月中旬までには機能公開し、各種機能がご利用いただけます。機能停止についての医療機関への周知は、G-MISの「お知らせ」に11月下旬に掲載予定です。
※医療機能情報提供制度の機能改修スケジュールは、かかりつけ医機能報告制度と同様のスケジュールを予定しております。

令和８年度機能改修スケジュール



「お知らせ」該当箇所



3．機能改修に伴う機能停止、および報告機能利用可能日について②

○ 令和８年度の機能公開に際する留意事項は以下の通りです。

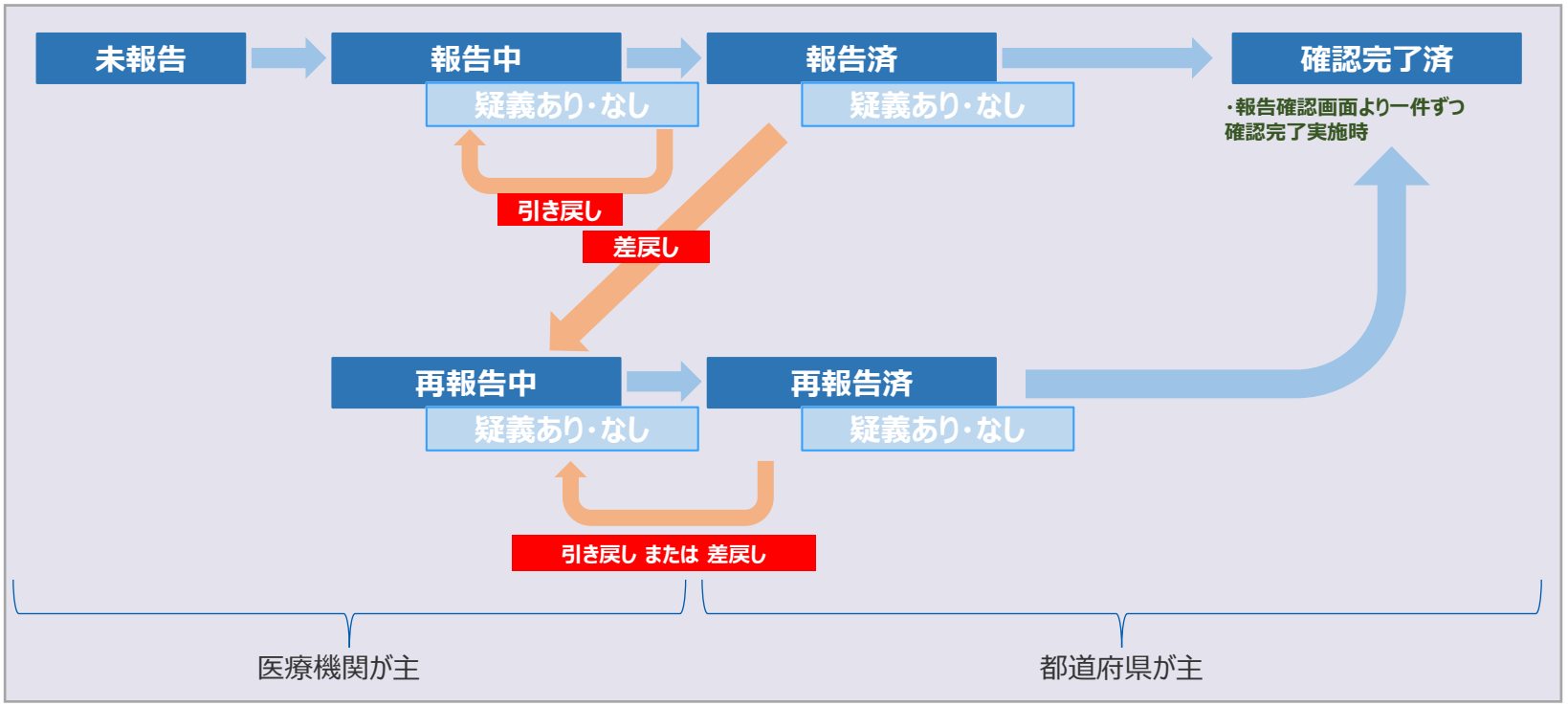
#	機能公開に際する留意事項
1	機能停止期間は、G-MISへのログインは可能ですが、かかりつけ医機能タイルメニューが非表示となり、すべてのかかりつけ医機能報告に関する機能がご利用いただけません。そのため、機能停止期限（12月上旬）までに令和７年度定期報告のデータが「確認完了済」となるよう、都道府県の確認時間も考慮の上、各医療機関への報告入力依頼を都道府県よりお願いいたします。



G-MISホーム画面において、かかりつけ医機能及び医療機能のタイルが非表示となり、かかりつけ医機能ホーム画面及び医療機能ホーム画面にアクセス不可となります
※都道府県等も同様

3．機能改修に伴う機能停止、および報告機能利用可能日について③

○ 令和８年度の機能公開に際する留意事項は以下の通りです。

#	機能公開に際する留意事項
2	機能停止時（12月上旬）に医療機関が報告入力中の場合、報告データが正しく反映されない可能性があるため、機能停止前に操作を止めて、かかりつけ医機能報告画面を閉じていただくようお願いいたします。 参考までに、報告画面、および報告データは以下の挙動となります。 1．報告画面：変わらず表示されますが、一定時間（※）無操作の場合は強制的に接続が切断されます （※）都道府県：１時間、医療機関：４時間 2．報告データ： 機能停止時（12月上旬）に入力中のデータは、保存した場合は次のステータス（差戻し・引き戻しの場合は１つ前のステータス）に遷移しますが、保存しない場合は保存前の状態となり、入力中のデータも保存されません （ステータスの遷移イメージ） 

3．機能改修に伴う機能停止、および報告機能利用可能日について④

○ 令和８年度の機能公開に際する留意事項は以下の通りです。

#	機能公開に際する留意事項
3	令和８年度項目改訂に伴い、移行前後での報告データの整合性を保つため、移行時に「確認完了済」「取消し」以外の定期報告・変更報告をすべて「取消し」といたします。「報告中」、「再報告中」、「報告済」、「再報告済」のデータは引き継がれず、全て取消しされるため、機能停止期限（12月上旬）までに報告データが「確認完了済」となるよう、都道府県の確認時間も考慮の上、各医療機関への報告入力依頼を都道府県よりお願いいたします。

移行前の報告ステータスごとの移行作業後ステータスおよび移行作業後プレプリント対象

	定期報告/変更報告		
移行作業前ステータス	未報告 報告中 再報告中 報告済 再報告済	確認完了済	取消し
移行作業後ステータス	取消し	作業対象外	作業対象外
移行作業後プレプリント対象	対象外(*)	対象	対象外(*)

*) 次回報告時は、すでに「確認完了済」となっている最新データがプレプリントされる

４．機能改修やFAQ取り込みに係る操作マニュアルの改訂について

○ 令和８年度改修に伴うお知らせ掲載時期は11月下旬頃を予定しています。 12月中旬のリリースに合わせ、事前に都道府県向けに周知を行う想定です。
なお、令和８年度の機能改修に伴う更新内容を反映した操作マニュアルは11月上旬、FAQは12月上旬の掲載を予定しています。

スケジュール

カテゴリ	対象	掲載場所	内容	掲載予定時期
お知らせ	医療機関・都道府県	G-MIS 問合せ管理ツール （Redmine）	• 令和８年度機能改修に伴うG-MIS機能停止に関するご案内	11月下旬
マニュアル	都道府県	問合せ管理ツール （Redmine）	• 令和８年度の改修に伴い記載を更新したマニュアルを掲載	11月上旬
FAQ	都道府県	G-MIS	• 令和８年度の改修に伴い想定される質問および記載更新の必要がある質問を掲載	12月上旬

令和８年度G-MIS機能改修の内容

令和８年度のG-MIS機能改修概要について

- 都道府県等からのご意見や要望を踏まえ、令和８年度G-MISの改修として以下を実施いたします。
- 具体的な改修のイメージは次頁以降にてご確認ください。
 ※機能仕様は今後も変更が入る可能性もあるためご了承ください。

No	改修	概要
1	年次項目改訂	令和8年度報告項目改訂に伴う画面項目内容の改修
2	調査票更新対応	調査票レイアウトについてG-MIS報告画面に合わせて選択肢の並び順変更等を行う
3	定期報告メール改修	① 都道府県にて送付元名称、メール件名を編集可能とする ② システムにて自動出力するフッターに医療機関のG-MISログインIDを追加する
4	報告促進機能	報告一覧画面への注記、報告申請を促すポップアップメッセージの表示等
5	NDB集計データ再取込機能	定期報告の入力開始後にNDB集計データの再取込を実施できる機能
6	報告通知メール配信機能	医療機関による報告申請時、都道府県等に自動的にメールが通知される ※通知対象は都道府県にて選択可能
7	報告入力の必須エラーメッセージ変更	報告項目入力時に表示されるエラーメッセージを修正
8	疑義照会メモ医療機関共有機能	疑義照会メモを医療機関に共有可能とする機能を追加する ※共有可否は疑義照会メモごとに都道府県にて設定可能
9	差戻し通知メール配信機能	差戻し時に医療機関向けメール通知を行う機能を追加する ※メール配信の有無は差戻し時に選択可能

１．年次項目改訂について（既存機能改修）①

○ 令和８年度省令告示改正及びユーザビリティの改善に係る報告項目の改修を行います。改修を行う報告項目については、令和８年度報告事項定義書をご確認ください。
※「令和８年度報告事項定義書1.1版」は問合せ管理ツール（Redmine）にて配信済です。
（https://med-func.cloud.redmine.jp/attachments/38614）

○ 具体的な画面と修正内容は以下の通りです。
画面名：（1）通常の診療時間外の診療
①セクション名
　Ｒ７年度：自院における時間外対応加算１～４の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況
　Ｒ８年度：自院における時間外対応**体制**加算１～４の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況
②項目名
　Ｒ７年度：自院における時間外対応加算の届出
　Ｒ８年度：自院における時間外対応**体制**加算の届出
③選択リスト名
　Ｒ７年度：時間外対応加算１～４
　Ｒ８年度：時間外対応**体制**加算１～４

病院



診療所

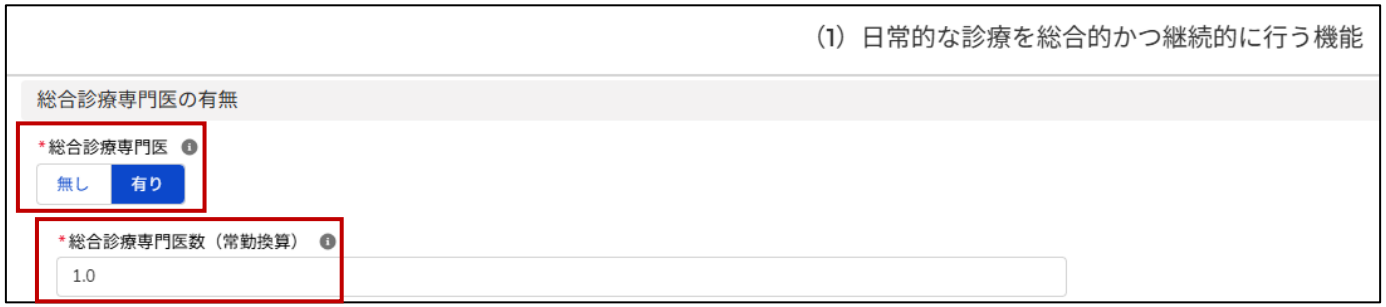


１．年次項目改訂について（既存機能改修）②

○ 令和８年度省令告示改正及びユーザビリティの改善に係る報告項目の改修を行います。改修を行う報告項目については、令和８年度報告事項定義書をご確認ください。
※「令和８年度報告事項定義書1.1版」は問合せ管理ツール（Redmine）にて配信済です。
（https://med-func.cloud.redmine.jp/attachments/38614）

○ 具体的な画面と修正内容は以下の通りです。
画面名：（1）日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
①セクション名
　総合診療専門医の有無
②項目名
　総合診療専門医数（常勤換算）
③修正内容
　「総合診療専門医」項目が「有り」の場合、「総合診療専門医数（常勤換算）」項目を必須入力とする。

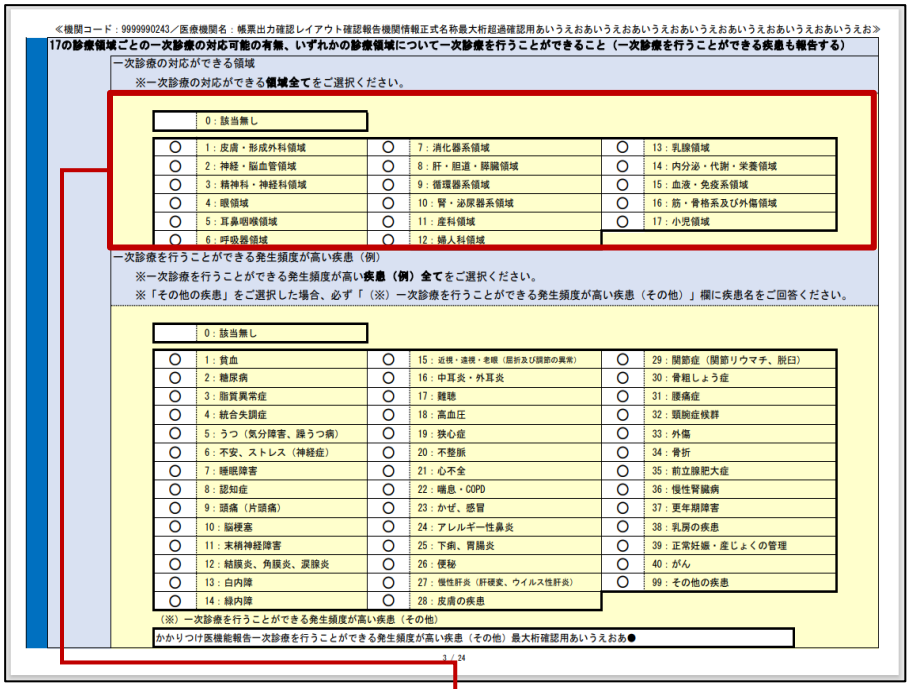
調査票入力画面



2．調査票レイアウトの選択肢等並び順変更について（既存機能改修）

○　複数選択項目等について、調査票レイアウトと報告画面に差異がございましたので、報告画面に合わせて調査票レイアウトを変更いたします。
※スライド内に掲載のキャプチャは、今年度改修したレイアウトの一例です。

改修前





改修後





報告画面に合わせて、項目の配置順を列方向（上から下）から行方向（左から右）へ変更いたします。

3．定期報告メール改修について（既存機能改修）①

○　令和８年度に「定期報告案内メール」「定期報告督促メール」機能にて、以下２点改修いたします。
①「メール送付元名称」「メール件名」可変化：都道府県にて「メール送付元名称」「メール件名」を編集可能といたします
②メールフッター変更：システムにて自動出力するフッターに医療機関のログインIDを追加いたします

①「メール送付元名称」「メール件名」可変化（都道府県管理情報画面）



都道府県管理情報画面に「メール送付元名称」、「定期報告案内メール件名」、「督促メール件名」を上記のとおり配置し、都道府県にて編集可能な状態といたします。

3．定期報告メール改修について（既存機能改修）②

○　令和８年度に「定期報告案内メール」「定期報告督促メール」機能にて、以下２点改修いたします。
①「メール送付元名称」「メール件名」可変化：都道府県にて「メール送付元名称」「メール件名」を編集可能といたします
②メールフッター変更：システムにて自動出力するフッターに医療機関のログインIDを追加いたします

②メールフッター変更（メール本文）

改修前

ご担当者様

2025 年度のかかりつけ医機能報告の定期報告についてご案内いたします。
以下の日程で、かかりつけ医機能報告の定期報告の実施をお願いいたします。

報告開始日：2026 年 1 月 1 日（木）
報告終了日：2026 年 3 月 31 日（火）

お忙しいところ恐れ入りますが、
報告終了日までに都道府県による確認が完了するよう、余裕をもってご報告をお願いいたします。

本メールは送信専用のメールアドレスから送信しています。
本メールに直接返信なさらないようよろしくお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞
○システムに関するお問い合わせ
厚生労働省 G-MIS 事務局
メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp
電話番号：050-3355-8230（土日祝日除く平日 9 時～17 時）

○かかりつけ医機能報告制度・業務に関するお問い合わせ
XXXXX
XXX-XXXX_XXXX

改修後

ご担当者様

2026 年度のかかりつけ医機能報告の定期報告についてご案内いたします。
以下の日程で、かかりつけ医機能報告の定期報告の実施をお願いいたします。

報告開始日：2027 年 1 月 1 日（金）
報告終了日：2027 年 3 月 31 日（水）

お忙しいところ恐れ入りますが、
報告終了日までに都道府県による確認が完了するよう、余裕をもってご報告をお願いいたします。

本メールは送信専用のメールアドレスから送信しています。
本メールに直接返信なさらないようよろしくお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞
○システムに関するお問い合わせ
厚生労働省 G-MIS 事務局
メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp
電話番号：050-3355-8230（土日祝日除く平日 9 時～17 時）

○かかりつけ医機能報告制度・業務に関するお問い合わせ
XXXXX
XXX-XXXX_XXXX

G-MIS のログイン ID：XXXXXXXX

送信対象医療機関のログインID（G-MISログイン画面で入力するID）を記載します。

４．報告促進機能について（既存機能改修）①

○　報告ボタンの押し忘れが多発していることから、報告を促す注記やポップアップの表示機能を追加いたします。
＜機能仕様説明　調査票入力画面（一覧画面）＞
報告ボタンの色を変更いたします。
報告が可能な状態となった場合に報告を促すポップアップメッセージを出力する機能を追加いたします。

調査票入力画面（一覧画面）



「報告」ボタンを緑色のボタンに変更いたします。

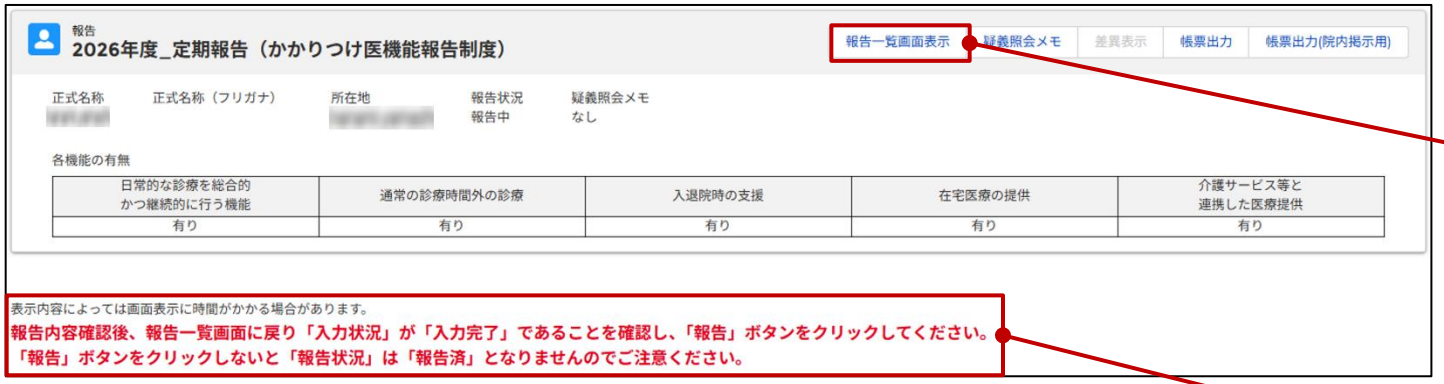


報告可能な状態となった場合に報告を促すポップアップメッセージを出力します。
※各報告画面から再度一覧画面に戻る時にも本ポップアップメッセージを表示します。
※一度ポップアップを表示した後は、画面を開き直さない限り再表示しません。

４．報告促進機能について（既存機能改修）②

○　報告ボタンの押し忘れが多発していることから、報告を促す注記やポップアップの表示機能を追加いたします。
＜機能仕様説明　報告確認画面＞
報告一覧画面へ遷移するボタンを追加いたします。
報告ボタンをクリックする必要があることを示すメッセージを追加いたします。

報告確認画面



「報告一覧画面表示」ボタンをクリックすると報告一覧画面へ遷移します。

報告状況が“報告中”または“再報告中”の場合、メッセージを表示します。

5．NDB集計データ再取込機能について（新規機能追加）

○　定期報告開始時にのみNDB集計データの取り込みが可能でしたが、開始後に再取込が実施できる機能を追加いたします。

調査票入力画面（一覧画面）



「NDB集計データ再取込」ボタンをクリックすると保険医療機関番号確認画面へ遷移します。
※すでに入力済の診療報酬項目が存在する場合、NDB集計データで上書きする旨を確認するメッセージを表示します。

保険医療機関番号確認画面



6．報告通知メール機能について（新規機能追加）①

○ 医療機関による報告申請時に、都道府県等に自動的にメールが通知される機能を実装いたします。
○ 想定実装内容は以下の通りです。
※「通知対象」は、関係機関ユーザ登録申請時に申請様式に記載いただいた関係機関区分「1:都道府県(かかりつけ医機能権限あり)、2:保健所(かかりつけ医機能権限あり)、3:医師会(かかりつけ医機能権限あり)、4:都道府県の代行業者(かかりつけ医機能権限あり)」から都道府県にて選択可能ですが、報告通知メールの件名、本文は編集不可です。

	報告通知メール仕様
通知対象	都道府県にて選択した関係機関 ※「都道府県管理情報（かかりつけ医機能）」オブジェクトにて選択する
通知タイミング	報告入力画面にて「報告」ボタンがクリックされたタイミング
件名	【厚生労働省G-MIS事務局】医療機関からの報告の確認依頼（かかりつけ医機能）
本文	次頁に記載

都道府県管理情報（かかりつけ医機能）画面



6．報告通知メール機能について（新規機能追加）②

○ 医療機関による報告申請時に、都道府県等に自動的にメールが通知される機能を実装いたします。
○ 想定実装内容は以下の通りです。
※「通知対象」は、関係機関ユーザ登録申請時に申請様式に記載いただいた関係機関区分「1:都道府県(かかりつけ医機能権限あり)、2:保健所(かかりつけ医機能権限あり)、3:医師会(かかりつけ医機能権限あり)、4:都道府県の代行業者(かかりつけ医機能権限あり)」から都道府県にて選択可能ですが、報告通知メールの件名、本文は編集不可です。

	報告通知メール仕様
本文	○○県　ご担当者様 以下医療機関より報告がありました。 「機関検索」画面、もしくは「報告状況検索」画面から検索し、該当の医療機関の報告内容のご確認をお願いいたします。 G-MISホーム画面：https://www.g-mis.mhlw.go.jp/s/ 医療機関名：XX病院 ※このメールは送信専用のメールアドレスから配信されています。 ご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。 ========== 厚生労働省G-MIS事務局 Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved. ==========

7.報告入力の必須エラーメッセージ変更について（既存機能改修）

○　未入力または形式違いの場合に表示されるエラーメッセージを、入力すべき内容および形式が判断できるメッセージに変更いたします。

#	項目名	データ型	エラーメッセージ（未入力）	エラーメッセージ（形式違い）
1	総合診療専門医数（常勤換算）	数値	必須入力です。正の整数（半角）3桁以内、小数（半角）1桁以内の形式で入力してください。	必須入力です。正の整数（半角）3桁以内、小数（半角）1桁以内の形式で入力してください。
2	記入者（氏名）	テキスト	必須入力です。全角で入力してください。	全角で入力してください。
3	所属	テキスト	必須入力です。全角で入力してください。	全角で入力してください。
4	連絡先電話番号	テキスト	必須入力です。"(市外局番)9999-9999"形式で入力してください（例：(03)1234-5678、(090)1234-5678）。	"(市外局番)9999-9999"形式で入力してください（例：(03)1234-5678、(090)1234-5678）。
5	電子メールアドレス	テキスト	必須入力です。指定メールアドレスの形式で入力してください。	指定メールアドレスの形式で入力してください。
6	その他研修として修了した研修	テキスト	必須入力です。その他研修名を入力してください。	フリーテキスト入力のため、エラーメッセージなし
7	その他の疾患を選択した場合にはこちらに詳細をご記載ください	テキスト	必須入力です。その他疾患名を入力してください。	フリーテキスト入力のため、エラーメッセージなし

8.疑義照会メモ医療機関共有機能について（新規機能追加）①

○ 疑義照会メモに「医療機関に共有」チェックボックスを追加いたします。本項目がON（チェックあり）の場合、医療機関から当該疑義照会メモが閲覧可能となります。

疑義照会メモ詳細画面



新規項目「医療機関に共有」のON／OFFによって共有可否を管理します。
ON：医療機関から参照可能
OFF：医療機関から参照不可（これまで通り）
※「医療機関に共有」項目の初期値はOFFで設定されます。

疑義照会メモ一覧画面（次頁参照）において、どのようなメモか判断できるように、「疑義概要」（必須入力）を新設いたします。

8.疑義照会メモ医療機関共有機能について（新規機能追加）②

○　疑義照会メモ一覧画面に表示される項目について、一部変更があるためイメージを示します。

疑義照会メモ一覧画面



疑義照会メモ一覧画面に表示する項目が以下の通り変更となります。
<追加>
医療機関への共有状況、疑義概要
<削除>
メモ(疑義照会メモ本文)

※既存メモの取扱いについて
・本改修前に登録されている既存メモは、医療機関への共有対象外となります。
・既存メモについては、「疑義概要」項目に「未設定」が設定されます。

９.差戻し通知メール配信機能について（新規機能追加）①

○　都道府県が差戻し操作を実施した際、医療機関にメール通知する機能を追加いたします。
＜機能仕様説明　報告確認画面＞
「差戻し」ボタンをクリックすると、以下の順で確認メッセージが表示されます。
①(既存)差戻しボタンクリック ⇒ ②(既存)差戻し実施の確認 ⇒ ③(新規)差戻しメール通知の確認
※③でキャンセルボタンをクリックした場合は、差戻しメールは送付できません。

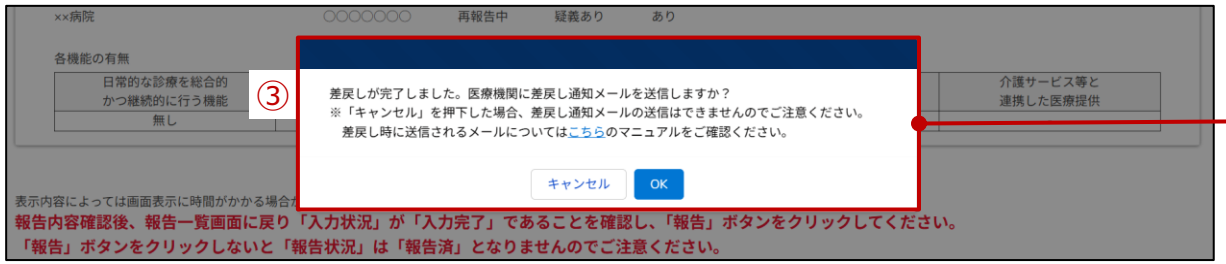
報告確認画面



①(既存)
差戻しボタンをクリックする。



②(既存)
差戻し実施の確認ポップアップが表示される。
OK　　⇒ 差戻しを実行し、③に進む
キャンセル ⇒ 差戻しを中止する



③(新規)
差戻しメール通知の確認ポップアップが表示される。
OK　　⇒ メールを送信し、差戻しを完了する
キャンセル ⇒ メールを送信せず、差戻しを完了する
（差戻しは取消されない）

9.差戻し通知メール配信機能について（新規機能追加）②

○　差戻し通知メールの件名及び本文について、イメージを示します。
※以下の点にご留意ください。
➢メール件名及び本文は編集不可となります。
➢医療機関への差戻し通知メールの送信時にエラーが発生した場合は、G-MIS事務局から都道府県へご連絡いたします。

メール件名

【かかりつけ医機能報告制度】都道府県からの差戻しの確認依頼

メール本文（例）

○○　ご担当者様

以下都道府県より「2026 年度_定期報告（かかりつけ医機能報告制度）」に対して、差戻しがありました。
以下 G-MIS ホーム画面よりログインいただき、報告内容の修正をお願いいたします。

G-MIS ホーム画面：https://www.g-mis.mhlw.go.jp/
都道府県名：○○○

疑義照会メモ：「疑義概要」の内容が記載されます
※疑義照会メモは、疑義内容が記載されておりますので、必要に応じてご確認くださいますようお願いいたします。

本メールは送信専用のメールアドレスから送信しています。
本メールに直接返信なさらないようよろしくお願いいたします。

内容について不明点がある場合は以下に記載の連絡先にお問合せください。

＜お問い合わせ先＞
oシステムに関するお問い合わせ
厚生労働省 G-MIS 事務局
メール：helpdesk@gmis.mhlw.go.jp
電話番号：050-3355-8230（土日祝日除く平日 9 時～17 時）

oかかりつけ医機能報告制度・業務に関するお問い合わせ
XXX-XXXX-XXXX

G-MIS のログイン ID：[redacted]

＜本文＞
以下情報が医療機関等の情報に基づき自動設定されます。
・医療機関名
・差戻しがあった報告の報告名
・G-MISホーム画面URL
・都道府県名
・疑義照会メモの疑義概要
※医療機関共有中の疑義照会メモがある場合、最終更新日時が最新の1件を例示
・お問い合わせ先
・G-MISのログインID

＜お問い合わせ先＞
定期報告案内メール・督促メールと同じお問い合わせ先を記載します。